

農用地利用集積等促進計画作成の留意事項（暫定版 20240927）

この計画は、農地中間管理機構を通じて農地の貸借をする際に作成する書類です。

農地、出し手、受け手、貸借年数や賃料等の条件が整い、両者が同意した内容を記載してください。

この計画を機構が決定し、市町村長が認可・公告することで、記載された権利設定等が効力を生じます。

認可・公告後に機構から計画の写しを郵送しますが、控えが必要な場合は、ご自身でお取りください。

全 体

- 1 各筆明細は、所有者等の出し手ごと、農地が所在する市町村ごとに作成します。
- 2 権利の設定をする土地が地域計画の「1 区域内」か「2 区域外」は、市町村が記入します。
- 3 **農地中間管理機構に権利を設定する者**とは、農地を貸す所有者等、**出し手**です。相続等で変更があった場合は、事前に登記と農業委員会への届出をしておいてください。
- 4 使用収益権（所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利）が複数の場合は、代表者を上の欄に記載し、他の共有者等は(C)欄(様式1号)または(D)欄(様式2号)に記載してください。1/2を超える同意が必要です。抵当権者の記入は不要です。
- 5 **農地中間管理機構から権利の設定を受ける者**とは、農地を借りる**受け手**です。
- 6 この計画に同意する場合は、押印(認印)または署名(氏名を自署)してください。捨て印欄にも同じ印または署名をしてください。
- 7 **電話番号**は任意記入です。この計画書の修正や農地管理など、ご連絡する場合がありますのでご協力をお願いします。裏面の「2 共通事項」(16)または(19)個人情報の取扱についてをご覧ください、これにより電話番号を取り扱うことに同意いただける場合は、記入の上、下の同意欄の口にチェックをしてください。
- 8 計画が複数枚の場合は、同一の印鑑で契印(綴目に押印)、または各頁の上部余白に署名してください。

農 地

- 9 農地の所在地、現況地目は、農地台帳により記入してください。市街化区域は一体的利用の例外を除き対象になりません。
- 10 **面積**は、一筆全部の場合は、**農地台帳により記入**してください。農地台帳と事実が著しく相違する場合、農地台帳の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きします。
一筆の一部を貸借する場合は、地番に「(一部)」と記載し、面積欄には貸借する面積を記入し、当該部分を特定することのできる簡易な図面を添付してください。
一筆の内に貸借する一部農地が複数ある場合は、地番(一部①)、地番(一部②)等と記載します。

土地改良事業実施の可能性についての説明

- 11 機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業)の計画の決定(公告)時に、機構の借受期間が15年以上ある農用地等については、機構関連事業が行われることがあります。この事業は、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。実施予定地区については、別途、説明書の交付等を行います。

貸借の条件(内容、期間、借賃等)

- 12 **権利の種類**は、有償の場合は「賃借権」、無償の場合は「使用貸借」を記入、選択します。
- 13 **内容(土地の目的)**は、水田、畑、樹園地を記入、選択。その他は()に記入します。
水田転作で大豆や野菜等を栽培する場合は「水田」、果樹を植える場合は「樹園地」を記入、選択します。
- 14 **受け手が、農地の形質を変更する利用(水田の畑地化、客土、暗渠の設置、果樹等の永年作物の植栽、ハウス等の施設の設置)を計画する場合は、出し手の同意が必要です。農業委員会の許可を要する場合がありますので、事前に計画を農業委員会や機構へご相談ください。**
- 15 受け手が借り受けた農地で**新たに果樹等の植栽やハウス等の施設を設置する場合**の取扱いは、裏面の共通事項「付属物の設置等」に記載しています。その他の取り決めを行う場合は、出し手と受け手と機構の三者で、確認書を取り交わすこともありますので、事前に機構へご相談ください。
- 16 **始期**は、受け手が利用を開始する日を記入します。手続きの期間を要しますので、市町村にご相談のうえ、認可、公告予定以後の日付としてください。
- 17 **存続期間(終期)**は、10年以上をお勧めしています。**3年未満は取り扱いません。**通常、始期の貸借年数後の月末を終期とします。(例 R6.5.18~R16.5.31)
- 18 **借賃**は、一筆ごとに1年の賃料を記入してください。10a当たりの単価や水張り面積の記載はしませんので、一筆ごとに算定のうえ、記入してください。**物納は取り扱いません。**
- 19 **借賃**は年払で、始期が6月30日以前の場合は、その年の12月に第1回目の引落、振込を行い、始期が7月1日以降の場合は、翌年の12月から第1回目の引落、振込となります。
- 20 **借賃**は、農業委員会が公表する地域の借賃を参考に、出し手と受け手の合意により決めてください。
なお、借賃の対象は農地に限ります。施設等の上物は対象にできません。
- 21 **借賃の支払方法**は、毎年12月に受け手の口座から機構が引落とし、機構が出し手の指定する口座に振込みます。認可・公告後に機構から口座の登録の書類を送付しますので、手続きをお願いします。振込人は「岡山県農林漁業担い手育成財団」(印字オカヤマケンニナイテイクセイ)です。
機構と複数の賃貸借契約をお持ちの場合でも、指定する口座にまとめて支払います。

裏面、共通事項

- 22(確認事項)は市町村等がチェックします。
- 23(共通事項)は、設定される権利義務について記載していますので、ご確認ください。
- 24 **付属物の設置等**は、新たに果樹等の植栽やハウス等の施設を設置する場合の取扱いです。この他の取り決めを行う場合は、出し手と受け手と機構の三者で、確認書を取り交わすこともありますので、事前に機構へご相談ください。
- 25 **土地改良区の賦課金等については、共通事項の租税公課等の負担のウにより、当事者間で協議の上、別表2に定めることとし、記載が無い場合は、受け手が負担するとしています。ただし、地域の取決め等により当事者間で協議、決定する場合があります。**
- 26 **個人情報の取り扱い**について記載しております。
- 27 **農用地利用集積等促進計画書の保有**について、認可、公告された後は、認可者が原本を、機構が出し手、受け手に写しを送付し、それぞれが保有します。